

# 2017 庄原市補助金ガイド

本市には、市民の皆さんの生活や活動を応援するさまざまな補助制度があります。その中から主なものをご紹介します。  
補助制度には採択要件があり、申請期限の早いものや予算が限られるものもあります。詳しくは担当課・各支所担当室にお気軽にお問い合わせください。

## 定住・就業・起業支援

### 転入定住者住宅取得および改修補助金

庄原市内で住まいを整備しようとする転入定住者（転入日前の1年間、本市に住民登録の実績がない方で、永住の意思をもって本市に転入した方および転入しようとする方）に対し、補助金を交付します。

- 対象事業および金額
  - 新築・新規購入
    - 上限100万円（費用の10%以内）
  - 改修
    - 上限50万円（費用の20%以内）
  - 加算

子育て世帯は、同居する子どもの人数に応じて加算。  
18歳未満一人の場合は5万円、二人以上の場合は10万円。

※新築・新規購入とは、自己の居住を目的に、台所、便所、浴室および居室を備える住宅（併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上を居住のために使用するもの）を新築または購入するもの。  
※改修とは、既存住宅の維持または向上のために行う増築、改築、模様替えまたは改造で、経費が50万円以上のものである。  
※補助対象者が所有する物件以外は、2親等以内が所有する物件。  
■対象者  
次の項目のすべてに該当する平成26

### ③市場調査費補助事業

市場調査の外部委託に係る経費

### ■補助額

対象経費の3分の1以内で上限50万円

■申請期限 ①～③のいずれも7月31日

■商工観光課商工振興係

☎0824・73・1178

## まちづくり支援

### まちづくり応援補助金

庄原市まちづくり基本条例に基づき、参画と協働による市民が主役のまちづくりを推進し、協働の担い手である市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に対し補助金を交付します。

### ■対象団体

○市内に活動拠点があり、かつ市内で活動を行い、または行う予定のある団体で次の2項目に該当する団体  
○市内に在住し、勤務し、または在学する者5人以上で構成される団体  
○庄原市市民活動団体登録制度に登録している団体または登録しようとする団体

### ■対象経費

市民活動団体が行う公益的なまちづくり活動に係る費用

### ①まちづくりアシスト補助金

市民活動団体のまちづくり活動を支援します。

### ■補助額

補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額の5分の4以内で上限100万円

②学生チャレンジ補助金  
学生主体による団体のまちづくり活動を支援します。

\*団体の構成員の概ね7割以上が学生の場合対象となります。

### ■補助額

対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額で上限30万円

③まちづくり人材育成補助金  
市民活動団体の研修を受けるための費用を支援します。

### ■補助額

一人につき補助対象経費の2分の1以内で上限5万円

■申請期限 ①～③のいずれも5月31日

■企画振興課自治振興係

☎0824・73・1209

## 農業・畜産業支援

### がんばる農業支援事業補助金

「農業所得10%アップ」を実現するための機械施設などの整備に対して、本市で農業経営を行う農業者に補助金を交付します。

### ■対象事業

①他の補助事業の対象とならない農畜産物生産に直接必要な機械施設の整備事業（中古農機具などは、業者の見積書を添付するものが対象）  
②高付加価値化による農畜産物の販売

## 若者就業奨励金

若者を雇用した雇用主、あつぎになつた若者を応援する奨励金を交付します。

### ①雇用促進奨励金

市内に居住する若者（満40歳以下）を雇用した雇用主

### ■補助額

対象となる若者を雇用開始した日から6カ月後に、雇用一人当たり10万円

### ②あつぎ促進奨励金

定住する若者であつて、生業としての家業の後継者となつた者

### ■補助額

一人当たり10万円

☎0824・73・1257

## 創業サポート補助金

市内での創業を拡大し、市内経済の活性化を図るため、市内で創業または第二創業する中小企業者などに対し、補助金を交付します。

### ■対象者

日本標準産業分類に示す業種（風俗営業などを除く）を営もうとする者であり、(1)または(2)のいずれかに該当するもの。  
(1)中小企業者で、市内に本店を有する法人または個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの  
(2)市内に住所を有する者で、特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの

### ①設置費補助事業

店舗などの取得、新設または改装に係る費用

### ■補助額

対象経費の3分の1以内で上限100万円。ただし取得または改装の場合上限200万円。

### ②借上料補助事業

店舗などの借上料（2年間を限度）

### ■補助額

対象経費の2分の1以内で上限月額4万円

### ②中山間地域等直接支払交付金（第4期対策）

農業の生産条件が不利な中山間地域などで、農業生産活動の継続的な実施を図る集落を支援します。

### ■交付額

対象農用地面積10アール当たり最大2万1千円（水田の場合）。ただし、活動要件によっては8割の単価を適用。

### ③環境保全型農業直接支払交付金

環境保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことを目的に、化学肥料・化学合成農薬を地域慣行レベルから5割低減する取り組みとセットで、緑肥の作付け、堆肥の施用などを行う団体を支援します。

### ■交付額

取り組みを行う農用地面積10アール当たり最大8千円

■農業振興課農業振興係

☎0824・73・1132

## 比婆牛ブランド化促進事業

比婆牛ブランド化を推進するため、繁殖母牛群の造成に取り組み農家や比婆牛素牛の肥育に取り組み農家などに助成金を交付します。

### ■対象事業

①あつぎ導入・自家保留助成金  
1頭につき5万円  
②あつぎま・比婆牛素牛造成  
人工授精・受精卵移植助成金  
1受胎につき1万円

## 日本型直接支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。

### ①多面的機能支払交付金

農業の有する多面的機能の維持・発揮に資する農地、農業用施設などの保全、農村環境の向上および農業用施設の長寿命化を図る共同取り組み組織を支援します。

### ■交付額

対象農用地面積10アール当たり最大9200円（水田の場合）。

③比婆牛素牛導入助成金  
1頭につき10万円

● 農業振興課畜産振興係  
☎0824・73・1227

家畜飼養施設増改築等支援事業

市内の和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家が、畜舎や堆肥舎の新築・増改築、既存施設の取得を行う場合に、対象経費の3分の1以内で補助します。取り組み内容で上限が異なります。

● 農業振興課畜産振興係  
☎0824・73・1227

マツタケ山整備奨励金

市内のマツタケ山において、マツタケの生育環境の整備を行う個人または団体に対し、奨励金を交付します。

● 対象作業  
生産量増加に向けた、地表整備や小径木の伐採など  
● 奨励金  
整備面積1アール当たり4800円  
(2年目以降1アール当たり1600円)

● 林業振興課林業振興係  
☎0824・73・1124

地域材活用

地域木材住宅建築普及奨励金

市内で地域木材を使用した住宅を新

築または改修する方に奨励金を交付します。

● 対象住宅

○二戸建ての木造住宅  
○主要構造部材などに地域材を使用し、その証明書を添付すること  
※現地調査による確認を実施します。

● 奨励金

地域材の使用量、奨励金の額  
2㎡以上5㎡未満 10万円  
5㎡以上10㎡未満 20万円  
10㎡以上20㎡未満 40万円  
20㎡以上 60万円  
※地域材の使用量に応じて金額が変更します。

● 林業振興課管理係  
☎0824・73・1137

ペレットストーブ等購入促進補助金

森林資源を有効活用し、環境にやさしいまちづくりを進めるため、ペレットストーブ・薪ストーブやペレットボイラーを購入する方に補助金を交付します。

● 対象経費

ストーブ・ボイラー本体の購入、設置・配管に係る直接的経費。  
● 補助額  
ペレットストーブおよび薪ストーブは対象経費の3分の1で、上限は12万円。ペレットボイラーは対象経費の3分の1で、上限は50万円。

● 林業振興課管理係  
☎0824・73・1137

店舗活用・地域活性化支援

最寄り買い店舗改装支援補助金

最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることができることを維持するため、日常生活に必要な商品の販売およびサービスを提供する店舗などの改装費を一部補助します。

● 補助額

改装費の2分の1以内で上限50万円。  
● 商工観光課商工振興係  
☎0824・73・1178

まちなか活性化補助金

にぎわいの場の創出につながる、空き店舗などの改装などに対し、支援を行います。対象地区は、各地域の中心となる地域、庄原都市計画区域の用途地域(工業地域を除く)。

①空き店舗等活用創業支援事業・店舗改装支援事業

小売業、一般飲食店などを新たに創業する場合や老朽化した店舗を改装する場合があります。(借上料は新たに創業した場合に限る)

● 借上料補助

借上料の2分の1以内で、上限は月額4万円。(2年以内)

● 改装費補助

改装費の3分の1以内で、上限は50万円。  
②まちなかイベント事業

まちなかを活性化しようとするイベントの事業費を一部補助します。

● 事業費補助

対象経費の2分の1以内で、上限は40万円。同1年度内で、1団体につき1回限り。

● 商工観光課商工振興係  
☎0824・73・1178

生活環境改善

建築物土砂災害対策改修促進事業補助金

土砂災害特別警戒区域内の既存建築物の所有者が行う、外壁などの改修や塀などの設置工事に対して補助金を交付します。

● 対象建築物

特別警戒区域に指定される以前からその区域に立地する住宅および居室を有する建築物

● 補助額

対象工事費の23%で上限は75万9千円。  
● 都市整備課都市整備係  
☎0824・73・1151

老朽危険建築物除却促進事業補助金

近隣や道路に被害を与えるおそれのある老朽化した危険な空き家の除却工事に対して補助金を交付します。

● 補助対象

現在使用されていない住宅で、市が老朽危険建築物と認めたもの

● 補助対象者

・対象建築物の所有者または相続人  
・対象建築物がある土地の所有者または相続人

● 補助額

対象経費額の3分の1で、上限は30万円。

● 都市整備課都市整備係  
☎0824・73・1151

飲料水供給施設整備費補助金

飲料水が不足する地域で、水源を整備する方に補助金を交付します。

● 対象者

庄原市水道事業計画給水区域内の給水可能区域以外で、生活のための飲料水が不足している方。

● 補助額

対象経費(ボーリング・掘削にかかる経費)の2分の1以内で、上限は40万円(共同設置分を除く)。

● 環境政策課環境政策係  
☎0824・72・1398

生活道整備補助金

生活道の新設・改築・修繕工事に対して補助金を交付します。申請期限は5月31日。

● 補助額

事業に要する経費と、市が定める工事費用を比較し、いずれか低い額に40%を乗じた額。1カ所当たりの上限額は64万

円。

● 建設課管理係  
☎0824・73・1150

生ごみ処理機器購入補助金

生ごみ処理機器を購入、設置した方に補助金を交付します。

● 補助額

購入費の2分の1以内で、上限は1万6千円。ただし、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間で購入、設置したものは2万円。

● 環境政策課環境政策係  
☎0824・72・1398

地域ごみ集積所設置補助金

地域が一体となって、新たにごみ集積所を整備する地域に補助金を交付します。

● 補助額

整備にかかった費用の2分の1以内で、上限は4万円。

● 環境政策課リサイクルプラザ係  
☎0824・72・1398

再生资源物回収報奨金

集団回収を行う団体に対して、要件を満たす場合には報奨金を支給します。

● 対象者

自治会、学校PTA、子ども会などの地域の住民団体

● 支給金額

引き渡した資源1kg当たり5円。

● 環境政策課環境政策係  
☎0824・72・1398

木造住宅耐震改修促進事業補助金

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に対して補助金を交付します。

● 補助金

耐震診断は診断費用の3分の2以内で上限は4万円。耐震改修工事は工事費用の3分の1以内で上限は40万円。

● 都市整備課都市整備係  
☎0824・73・1151

住宅リフォーム支援事業補助金

自宅のリフォームに対して補助金を交付します。

● 補助金

リフォーム経費の10分の1以内で、上限は10万円。ただし、過去にこの補助金を受けていない方のみ。

● 都市整備課管理係  
☎0824・73・1172

農林施設整備事業補助金

地元受益者が実施する農林業基盤(農林道など)の整備事業に対して補助金を交付します。申請期限は5月19日。

● 補助金

事業に要する経費と、市が定める標準

補助金利用の注意点

- 1 利用したい補助事業があれば、お早めに担当課へお問い合わせください。申請期限が早いものや、限られた予算の範囲内で交付されるものがあります。
- 2 補助金は、着手(工事・購入)する前に申請することが原則です。ただし、事業によっては申請できるものもありますので、着手する前に必ず担当課で確認してください。
- 3 経費が補助対象になっているか確認し、経費の見積書はできるだけ細かくとりましょ。また補助金は事業が完了してから支払うこととなりますので、立て替え払いが必要になります。